

林野火災注意報・警報運用開始します

施行日 令和8年1月1日

令和8年1月1日から、林野火災に対する注意喚起を強化するため、「林野火災注意報・林野火災警報」の運用を開始します。林野火災は、大切な森林資源を奪い、人命を脅かす深刻な災害です。一人ひとりが火の取り扱いに十分注意し、火災予防にご協力をお願いします。

林野火災注意報・警報の概要

林野火災注意報

空気が乾燥し、雨が長期に降らないなど、林野火災が起りやすい状態になったとき「林野火災注意報」を発令して火災予防への注意を呼びかけます。

林野火災警報

林野火災注意報中に強風注意報が発表されている場合には火災の危険が高まるため「林野火災警報」を発令します。より一層の火災予防を呼びかけます。

発令時の規制内容

「**林野火災注意報**」が発令された場合は、山林・森林等において火の使用制限に従うよう努めなければなりません。（努力義務）「**林野火災警報**」が発令された場合は、山林・森林等において火の使用制限に従わなければなりません。（罰則のある義務）

※火の使用制限は以下のとおりです。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 残火（たばこの吸殻を含む）、取灰又は火の粉を始末すること。

「火の使用制限」に従わなかった場合について

「**林野火災注意報**」は、警報発令の前段階に位置付けられ、罰則の伴わない努力義務を課すものとなっております。一方で、「**林野火災警報**」は、「火の使用制限」に違反した者に対して30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

対象期間・区域と周知方法

- ・1月から5月までが対象期間となります。
- ・釧路、阿寒、音別の各区域における**国有林、道有林及び一般民有林**が対象区域となります。

※ 対象区域については各サイトを参考してください。

「ほっかいどう森まっぷ」（北海道庁水産林務部林務局森林計画課）

「猟銃禁止区域図」（林野庁北海道森林管理局）

「国有林の森林計画図」（林野庁北海道森林管理局）

- ・林野火災注意報・警報が発令された場合、防災メール、SNS等により行いますので、

林務関係者の方々は予め防災メールの登録をお願いします。

※対象期間・区域内で「**たき火**」を行う際はあらかじめ届出が必要となります。「火災と紛らわしい煙又は火災を發するおそれのある行為の届出書」を管轄消防署へ提出してください。



釧路市防災メール
QRコード

問合せ先

〒085-0022 釧路市南浜町4番8号
消防本部庁舎3階消防本部 予防課 予防広報係
電話：0154-23-0426 ファクス：0154-22-8204